

## 速報

### 健康診断が勤務扱いに！

特殊健康診断及び医学適性検査

たしろ参議院議員と共に

厚生労働省要請行動の成果！

本部が申し入れた特殊健康診断に関する申し入れに対して、本日、会社より以下の回答がありました。

特殊健康診断及び医学適性検査は、定期健康診断と兼ねるか兼ねないかで勤務の取り扱いが異なり、複雑であったことから、平成28年度以降については取り扱いを統一することとし、定期健康診断と兼ねて受検した場合についても勤務として扱うこととする。

このことは、J R 東海が行っていた特殊健康診断の取り扱いに疑問を持った意見を参考に申し入れとして提出し、さらに、たしろ参議院議員と共に取り組んだ厚生労働省への要請行動において、厚生労働省から出された見解を会社との交渉に反映できた成果と言えます。

さらに現状を変えるために  
共に奮闘しましょう！